

三木町告示 第 86 号

町道の区域の変更と供用の開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を下記のとおり変更し、併せて同条第 2 項の規定に基づき、新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

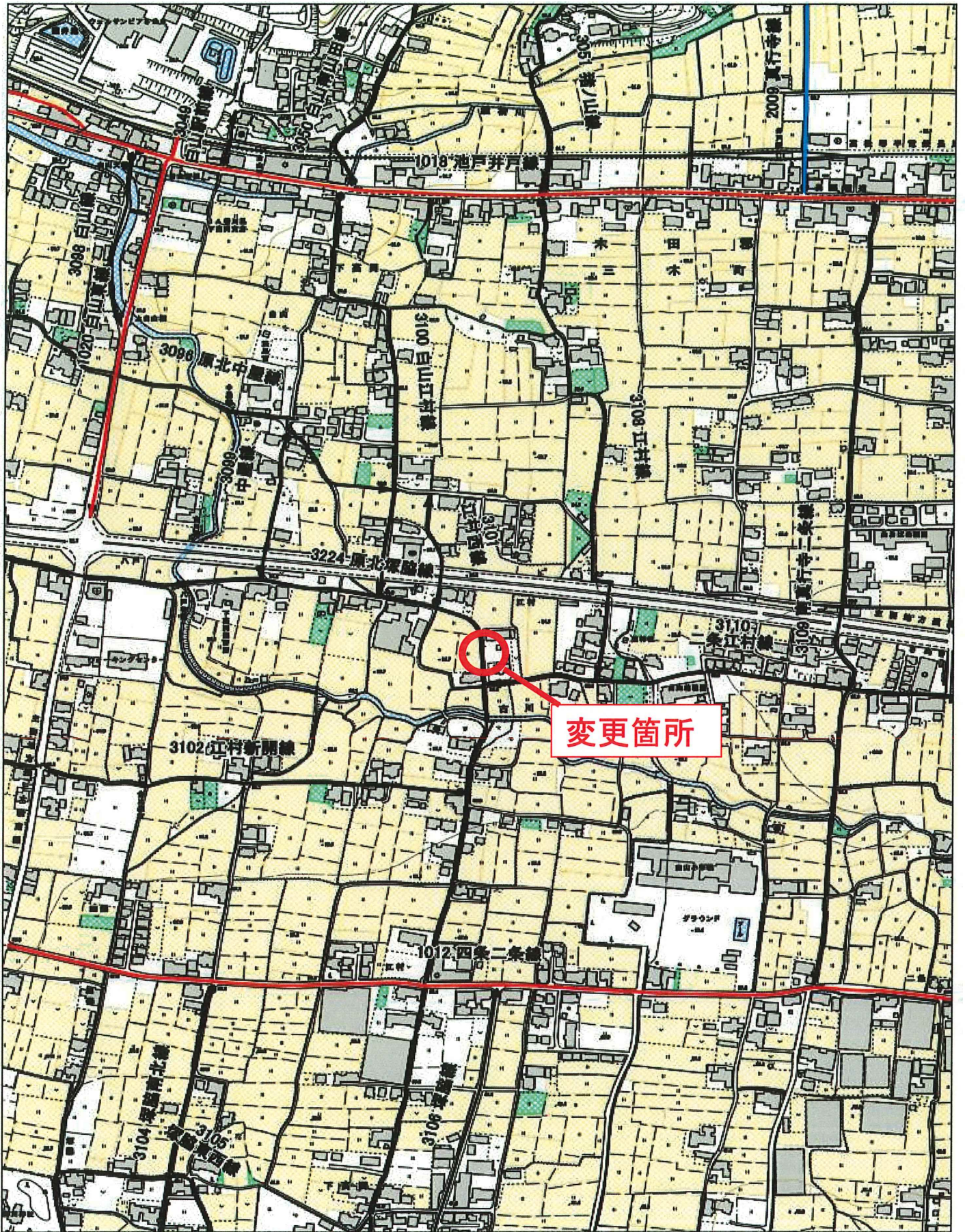
三木町長 伊藤 良春

記

- 1 道路の種類 町 道
- 2 路 線 名 原北塚脇線（3224）
- 3 道路の区域

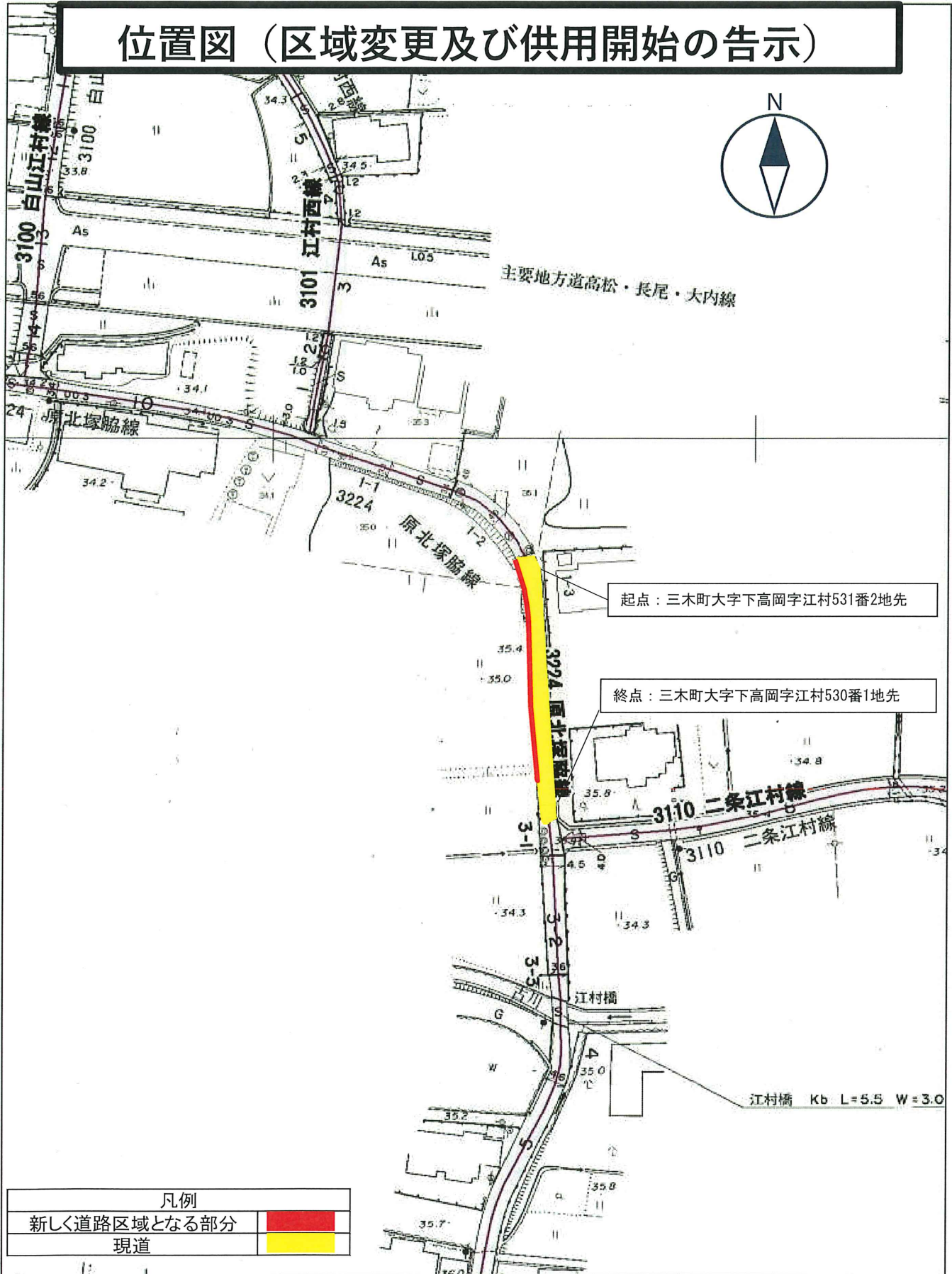
区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備 考
三木町大字下高岡字江村 531 番 2 地先から 三木町大字下高岡字江村 530 番 1 地先まで	前	3.1~4.0	51.4	
	後	4.2	51.4	

- 4 供用の開始の期日 令和 8 年 3 月 31 日



1:5,000

# 位置図（区域変更及び供用開始の告示）



凡例	
新しく道路区域となる部分	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: red;"></span>
現道	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: yellow;"></span>

1:1,000